

令和3年度専攻医募集に係るシーリングにおける  
医師法第16条の10の規定に基づく協議

## 1. 経緯

医師法第16条の10の規定に基づき、令和3年度専攻医募集に係るシーリングについては、(社)日本専門医機構が、厚生労働省及び都道府県を經由し、各都道府県の地域医療対策協議会に意見照会をすることとされている。

### < 医師法 >

- 第16条の10 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。
  - 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
  - 4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
  - 5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

## 2. 本県の状況

令和3年度専攻医募集に係るシーリングについては、国の医道審議会医師分科会医師専門研修部会において継続的に審議され、最終的に本県では、全診療科（19診療科）がシーリングの対象外となった。

## 3. 本協議会の対応（案）

本県においては、全診療科がシーリングの対象外であることから、本協議会としては令和3年度専攻医募集に係るシーリングについて「意見等なし」として回答することとしたい。